旭川医科大学病院国際医療支援センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉 田 晃 敏

## 旭川医科大学病院国際医療支援センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院国際医療支援センター規程(令和元年旭医大達第87号)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

## ※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現
第1条~第3条(略)	第1条~第3条(略)
(職員)	(職員)
第4条 センターに、次の職員を置く。	第4条 センターに、次の職員を置く。
(1) センター長	(1) センター長
(2) 副センター長 (新設)	
(3) その他必要な職員	(2) その他必要な職員
2 センター長は、センター専任の教授又は准教授をもって充てセンター	2 センター長は、センター専任の教授又は准教授をもって充てセンター
の業務を掌理する。	の業務を掌理する。
3 副センター長は、センター長の推薦に基づき病院長が指名する者をも	
って充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その	
職務を代行する。(新設)	
第5条・第6条(略)	第5条・第6条(略)
附則	
この規程は、令和2年12月9日から施行し、改正後の第4条の規定は、	
令和2年10月22日から適用する。	
【改正理由】	
国際医療支援センターに副センター長を置き、もって国際医療支援	
センターの円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。	